

公告第 1 号

福島県立喜多方桐桜高等学校情報教育コンピュータシステムの賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 246 条第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 7 月 17 日

福島県立喜多方桐桜高等学校長 近東 昇

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 福島県立喜多方桐桜高等学校情報教育コンピュータシステム 一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守、撤去等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 借入期間 令和 7 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から過去 3 年以内に、この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有する者であること。
- (5) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
- (6) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中に確実に履行できる者であること。
- (7) 福島県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2 の (4) から (7) までの掲げる事項について証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

(1) 提出期限

令和 7 年 7 月 31 日（木）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 4 時まで

- (2) 提出場所
郵便番号 9 6 6 - 0 9 1 4
福島県喜多方市豊川町米室字高吉 4 3 4 4 番地の 5
福島県立喜多方桐桜高等学校 事務室
電話 0 2 4 1 - 2 2 - 1 2 3 0
- (3) 提出方法
持参又は郵便による。

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3 の(2)に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札及び開札の日時 令和 7 年 8 月 7 日 (木) 午前 1 1 時 0 0 分
- (3) 入札及び開札の場所 福島県立喜多方桐桜高等学校 大会議室
(福島県喜多方市豊川町米室字高吉 4 3 4 4 番地の 5)
- (4) その他 郵便による入札書の提出は認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
入札に参加を希望する者は、入札金額の 100 分の 3 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 249 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金
落札者は、契約金額の 100 分の 5 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 229 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し福島県立喜多方桐桜高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2 の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 入札方法
落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行なった者を落札者

とする。

- (3) 契約書作成の要否
要

- (4) その他
詳細は、入札説明書による。